

令和 7 年 2 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 2 月 2 0 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年2月20日（木） 午前9時30分～午前10時10分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 40人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 2. 田中 浩信 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |
| 4. 内田 久夫 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 | |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 20. 新居 勉 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 30. 三谷 孝治 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 24. 竹林 隆 | |

欠席委員 6人

農業委員 2人

- | | |
|----------|----------|
| 5. 平山 康生 | 6. 和泉 弘美 |
|----------|----------|

農地利用最適化推進委員 4人

- | | |
|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 23. 佐藤 久男 |
| 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |

農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二	事務局次長 大西 良明	副本幹 河田 浩和
主 査 佐々木武志	主 任 宮内 隆匡	

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 令和6年分丸亀市賃借料情報について
3. その他

土地に関する議題

- 議案第 5 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 6 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 議案第11号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年2月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日机にお配りしました資料は、総会の次第のみです。それでは、ただいまから令和7年2月定例総会を開会いたします。議事進行については会長よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

おはようございます。先日、今治方面への研修に参加された方には、写真をお配りしております。

今治の農業法人は、ちょっと、たてりが違ってしましてJAさんだということで、参考になった方もいれば、参考にならなかった方もいらっしゃるかとは思いますが、行ってまいりまして色々な事情を聞いてまいりましたので、参考にさせていただけたらと思います。最近、話題になっていますが備蓄米を放出するということで、米農家にとって、米の高騰については助かっているのですが、消費者の方にとっては厳しいということで、これからどんな値段で落ち着くか分かりませんが、3月には備蓄米が放出されるということです。もう2月ですけど、朝は寒さ厳しいようですが、気を付けて頑張ってください。それでは、今日も議題に沿って進めさせていただきますのでよろしくお願いします。本日の出席委員さんは14名で、過半数の方が出席されていますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事録署名委員は、12番の松永哲之委員さんと、13番の竹田委員さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

農政に関する議題にはいたいと思いますが、今月の農政に関する議題は特になようです。その他で、議題はございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

事務局からの議題は無いようです。委員の皆様から議題等がありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、報告・連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は令和 7 年 1 月 27 日月曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は令和 7 年 2 月 5 日水曜日 尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分は令和 7 年 2 月 10 日月曜日 竹内副会長で、午前 9 時から 11 時で受付を行いました。本庁開催時に 3 件、綾歌市民総合センター開催時に 1 件の相談がありました。本庁開催時の内容といたしましては、3 件中 2 件が労働力不足等による農地の借り手を探してほしいとの内容でした。2 件とも、尾野副会長が近隣の認定農業者へ連絡し農地を借りてくれることになったので、両方で賃借条件等を相談していただくことになりました。後の 1 件は、農地利用の仕方についての相談で、シャインマスカットを栽培している農地の地目が田であるが問題がないか。また、周辺をコンクリートブロックで囲い、花崗土を敷いてビニールハウスを建てて栽培しているが問題はないかとのこと。回答といたしましては、田に栽培しているのは問題ない。ビニールハウス等についても、栽培に必要な施設であれば問題ないと回答している。綾歌市民総合センター開催時の内容は、現在農地を貸しているが令和 8 年 5 月に期間が満了になる。返却されると耕作する後継者もいないため、どのように管理すればいいかとの相談内容でした。回答といたしましては、現在耕作してもらっている人に更新してもらえるようお願いするか近隣で耕作してもらえる人を地元の推進委員に相談するように説明をしました。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は 2 月 27 日木曜日 松永会長、市役所本庁開催分は令和 3 月 5 日水曜日 内田委員、綾歌市民総合センター開催分は 3 月 10 日月曜日 松永哲之委員の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席ください。報告は以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。失礼しました議題として記載している報告で1件抜けておったものがございました。令和6年分丸亀市賃借料情報について、事務局より報告をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

事前に送付しています令和6年分賃借料情報の資料をご覧ください。平成21年に農地法が改正され、それまでの標準小作料制度が廃止され、以降賃借料情報の提供を行うことが明記されました。そこで令和6年分の賃借状況を取りまとめましたので、表のとおりホームページで公開いたします。なお、この賃借料情報は特殊な貸借を除く実勢の集計値であり、拘束力はなくあくまでも参考として提供するものであって実際の契約の際は借り手貸し手で双方良く話し合っ決めていただくこととなります。ちなみに、米の価格が上がったことに伴い、昨年と比較して、データとしては全体的に賃借料も上昇したという結果となっています。件数の欄のとおり、使用貸借が全体の約85%を占めており、賃貸借はサンプル数が非常に少ないです。農家の方からお問い合わせがございましたら、あくまでの参考ということで農業委員会のホームページをご覧くださいなど、ご案内よろしくをお願いいたします。以上です。

●会長（松永哲夫君）

今の賃借料情報ですが、参考になるかと思いますので何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、次に、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第 10 号 非農地証明願について、議案第 11 号 許可後の事業計画変更について、報告事項として、報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしくお願ひします。議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 9 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 1,110.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、資金を必要とする譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 飯野町東二・・・合計面積 319.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、分家独立し新規就農を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3 番 垂水町・・・合計面積 157.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 土器町東六丁目・・・合計面積 1,358.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・野菜を作付けする計画が提出されて

います。2 ページをお開きください。

5 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 1,214.88 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

6 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 3,991.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。3 ページをお開きください。

7 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 438.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

8 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 668.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9 番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,065.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でオリーブを作付けする計画が提出されています。

以上 9 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業 常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

2 番の●●さんの件ですが、今既に家が建っているのですが。おかしいのではないですか。

●事務局次長（佐々木武志君）

お配りしている地図の 3－2 を見て頂いて、新築で家が建っているのはその西側です。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

分かりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 9 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 9 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 川西町北・・・合計面積 2,763.05 m²（内併せ利用地 1,429.50 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 50 年頃に造成し、現在まで駐車場などに利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き駐車場資材置き場として利用するものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 1 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5 ページをお開きください。議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 6 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 343 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 柞原町・・・合計面積 2,814.15 m²（内併せ利用地 2,178.15 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 900 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事務所兼モデルハウス 1 棟等の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 1 種農地に区分されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外規定に該当するため転用できるものと考えます。6 ページをお開きください。

4 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 6,149.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、耕作不便な農地を改良するため建設残土による農地造成を行うものです。地権者からは造成後、果樹栽培、または畑地として利用する誓約書の提出があります申請地は農用地区域内農地ですが、転用時期が許可後３年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。７ページをお開きください。

５番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 392.94 ㎡（内併せ利用地 214.85 ㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い仮設道の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第２種農地に区分され、令和７年６月３０日までの一時転用のため転用できるものと考えます。

６番 飯山町川原・・・合計面積 410.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅１棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上６件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてについて、整理番号１番から６番の各案件を許可相当とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、8 ページをお開きください。議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。8 ページから 39 ページにかけて記載しています。申請件数はあわせて 56 件、筆数 142 筆、面積 125,440.00 m²詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

ご質問も無いようでありますので、議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について、56 件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、40 ページをお開きください。議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。この促進計画案の意見聴取について、1 番から 116 番までが令和 7 年 4 月地域計画策定後農地機構に一本化した新たな農地貸借の設定について、117 番から 127 番までが従来の移転再貸付についてのものになっております。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農業委員会総会で意見聴取するものです。詳細は 40 ページから 44 ページに記載のとおりです。促進計画案としては要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 10 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 45 ページをお開きください。議案第 10 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,184.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願について、整理番号1番の案件について原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第11号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

46ページをお開きください。議案第11号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は3件です。

1番 山北町・・・合計面積1,501.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年10月1日、分譲住宅12棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番 山北町・・・合計面積1,253.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和6年3月18日、現場事務所1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の一時許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を3か月延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。47ページをお開きください。

3番 川西町南・・・合計面積7,133.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年3月9日、分譲住宅23棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可

を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。以上ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 11 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 3 号 許可後の取消願については、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 48 ページをお開きください。報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてでございます。報告は 5 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 551.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 9 月 23 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 広島町江の浦・・・合計面積 2,159.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 10 月 3 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がございますので農地機構又は地区の委員さんに相談させていただきます。49 ページをお開きください。

3 番 広島町江の浦・・・合計面積 892.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 10 月 3 日、相続により農地を取得したものです。斡旋の希望がござい

ますので農地機構または地元の委員さんに相談させていただきます。

4 番 飯山町東小川・・・合計面積 7,468.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 12 月 21 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。50 ページにかけてになりますが、

5 番 飯山町東坂元・・・合計面積 7,826.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 12 月 31 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

51 ページをお開きください。報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について報告は 2 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 818.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 飯野町東二・・・合計面積 2,115.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、賃借人が新たに設立する法人と貸借を設定するため、離作補償なく合意解約するものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、2 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 10 分終了）